

2020全中発第11274号  
令和2年11月27日

都道府県中小企業団体中央会 御中

全国中小企業団体中央会  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持に関する  
要請の徹底について

このたび、標記に関し、厚生労働大臣より、本会会長宛てに、別紙のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、本件について周知していただきますようお願い申し上げます。

令和 2 年 11 月 27 日

全国中小企業団体中央会会長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請の徹底について

日頃より、厚生労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、景気は依然として厳しい状況にあり、足下の雇用情勢についても厳しさがみられ、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要がある状況です。

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等については、これまで数次にわたり要請を行い、貴団体にご尽力いただいているところですが、一方で、派遣労働者の雇止め等が生じているとの報告も受けております。今後、12 月末に労働者派遣契約や労働契約の更新の時期を迎える方が多くなり、また、来年度に向けた労働者派遣契約締結の交渉が始まるものと考えられるため、派遣労働者の雇用を維持するためには、派遣労働者を受け入れている派遣先企業の御協力が不可欠な状況になっていると認識しております。

派遣労働者の雇用の維持を図るため、貴団体におかれては、下記の事項について、積極的な御対応をいただくよう、会員企業への改めでの周知及び働きかけをお願い申し上げます。

#### 記

- 一 派遣労働者を受け入れている派遣先企業におかれては、労働者派遣契約の解除や不更新は派遣労働者の方の雇用の不安定に直結することを御認識いただき、安易な契約の解除をお控えいただくとともに、企業活動の回復に当たって、派遣労働者の能力を最大限に活用するという観点に立って、可能な限り労働者派遣契約の更新等を図ること
- 二 やむを得ず労働者派遣契約の解除や不更新を行う場合においても、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成 11 年労働省告示第 138 号）の趣旨を踏まえつつ、関連会社における就業も含め、派遣元とも協力しつつ派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること
- 三 派遣労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないよう、社員寮等に入居している労働者については離職した場合も引き続き一定期間の入居について、できる限りの配慮を行うこと

厚生労働大臣

田村憲久